



唐津市告示第107号

令和8年度唐津焼産業振興事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

唐津市長 峰 達 郎



令和8年度唐津焼産業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、唐津焼窯元等が唐津焼の魅力発信、認知度向上及び新たな販路開拓を図るために行う事業に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第2号に掲げる唐津焼窯元並びに第3号及び第4号に掲げる任意団体の代表となる唐津焼窯元は、市内に本社又は本店となる事業所を有している唐津焼窯元であって、1年以上事業を継続しているものでなければならない。

- (1) 唐津焼協同組合
- (2) 唐津焼窯元
- (3) 複数の唐津焼窯元で構成する任意団体
- (4) 唐津焼窯元と他業種の事業者で構成する任意団体

(補助対象事業)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が市外において唐津焼の魅力発信、認知度向上及び新たな販路開拓を図るために行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 政治団体が行う事業
- (2) 宗教上の組織又は団体が行う事業

(3) 他の同種の補助金等の交付を受けている事業

(4) 前3号に掲げる事業のほか、補助金の趣旨に反すると認められる事業

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費は補助の対象としない。

(1) 公租公課費（消費税相当額及び地方消費税相当額、産業廃棄物税、収入印紙等）

(2) 補助金の交付決定前に発生した経費

(3) 補助対象経費として明確に区分できない経費

(4) 来場者のおもてなしに係る経費

2 補助金の交付は、一の補助対象事業者につき年1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

**第5条** 規則第4条第1項の補助金等交付申請書は、第1号様式によるものとする。

(計画変更の申請等)

**第6条** 規則第9条第1項の補助事業等計画変更申請書は、第2号様式によるものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更については、提出を要しない。

(1) 補助対象経費の30パーセント以内の増減で、補助金額に変更がない場合

(2) 補助の目的及び効果に影響を及ぼさない程度の事業計画の軽微な変更

(実績報告)

**第7条** 規則第15条第1項第1号の事業実施報告書は、第3号様式によるものとする。

2 前項の事業実施報告書の提出期限は、補助対象事業完了後30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までとする。

(関係書類の整備及び保管)

**第8条** 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度に行う補助対象事業に適用する。

別表（第4条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助金の額
第2条に掲げる唐津焼協同組合が行う事業	旅費、展示会等出展費、会場使用料、展示装飾費、消耗品費、印刷製本費、広報費、通信運搬費、機器賃借	補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。
第2条に掲げる唐津焼窯元が行う事業	料及び委託料、その他市長が必要と認める経費	補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。
第2条に掲げる複数の唐津焼窯元又は唐津焼窯元と他業種の事業者で構成する任意団体が行う事業		補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住 所  
名 称  
代表者  
連絡先

唐津焼産業振興事業補助金交付申請書

次のとおり事業を実施したいので、唐津市補助金等交付規則及び令和8年度唐津焼産業振興事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助対象事業等の名称

2 補助金の交付申請額

円

(積算 補助対象経費 円×補助率1/3 限度額 円)

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 予算書（別紙2）
- (3) その他関係書類

※ この申請書の提出をもって、申請者又は唐津市補助金等交付規則（平成17年唐津市規則第42号）第4条第1項第3号に定める役員名簿に記載した者について、同規則第3条の2に規定する排除対象者に該当するか否かに関し市長が必要と認めるときは、佐賀県唐津警察署に照会することを承諾します。また、この申請に係る事業が他の補助制度による財政的支援を受け、又は受ける見込みがある事業ではないことを誓約します。

唐 津 市

別紙 1

事業計画書

事業区分	
開催場所	
開催日程	
事業期間	
担当者	
連絡先メールアドレス等	
事業概要及び目的	

※ 適宜、次の資料を添付してください。

- (1) 事業の内容がわかる資料
- (2) 見積書及び明細書の写し

別紙2

予算書

1 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額 (税抜)	備 考
市補助金		
自己資金		
計		

2 支出

(単位：円)

区 分	予 算 額 (税抜)	備 考
計		

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住 所

申請者 名 称

代表者

唐津焼産業振興事業補助金計画変更申請書

年 月 日付け唐 第 号で交付決定通知のあった令和8年度唐津焼産業振興事業補助金について、次のとおり計画を変更したいので、唐津市補助金等交付規則第9条第1項及び令和8年度唐津焼産業振興事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助対象事業等の名称

2 変更後の補助金の交付申請額

円

(積算 補助対象経費 円×補助率1/3 限度額 円)

3 添付書類

- (1) 変更事業計画書（別紙3）
- (2) 変更予算書（別紙4）
- (3) その他関係書類

変更事業計画書

事業区分	
変更理由及び内容	

※ 適宜、次の資料を添付してください。

- (1) 変更の内容がわかる資料
- (2) 見積書及び明細書の写し

## 別紙4

## 変更予算書

## 1 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額 (税抜)		比較増減	備 考
	変 更 前	変 更 後		
市補助金				
自己資金				
計				

## 2 支出

(単位：円)

区 分	予 算 額 (税抜)		比較増減	備 考
	変 更 前	変 更 後		
計				

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住 所

名 称

代表者

唐津焼産業振興事業補助金実施報告書

令和8年度唐津焼産業振興事業補助金について、次のとおり事業を実施しましたので、唐津市補助金等交付規則第15条第1項及び令和8年度唐津焼産業振興事業補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

1 補助対象事業等の名称

2 補助金額

円

(積算 補助対象経費 円×補助率1/3 限度額 円)

3 事業完了年月日

4 添付書類

(1) 事業実績書（別紙5）

(2) 決算書（別紙6）

(3) 支出金額及び内容等を証明する関係書類（領収書等の写し）

(4) その他関係書類



別紙6

決算書

1 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額 (税抜)	決 算 額 (税抜)	備 考
市補助金			
自己資金			
計			

2 支出

(単位：円)

区 分	予 算 額 (税抜)	決 算 額 (税抜)	備 考
計			